

令和2年4月22日

各 位

**新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴う
「確認台帳記載証明書」の発行に係る事務について（お願い）**

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、国から「緊急事態宣言」が発令され、密閉、密集、密接のいわゆる「三つの密」を避ける取組が求められております。

つきましては、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、窓口での混雑回避、待ち時間を短縮する取組として「確認台帳記載証明書」の請求につきましては、当面の間、次のとおり原則として事前受付とさせていただきます。

皆様には大変御不便をおかけいたしますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、御協力くださいますようお願いいたします。

1 確認台帳記載証明書の請求方法

証明書の交付を申請する物件の①建築主等の住所及び氏名、②建築物等の場所（地名地番）、③建築物の構造・規模（構造、階数、延べ面積）、④確認年月日及び番号又は建築年、⑤請求される方のお名前、⑥証明書を受け取りに来られる日時を電話、FAX、電子メールにより建築指導課まで御連絡ください。

※同じ時間帯に来庁される方が集中しないよう調整させていただく場合があります。

※建築計画概要書の写しを希望される方は、その旨をあらかじめお伝え願います。

※確認台帳記載証明書は、来庁いただく方法のほか郵送による請求も可能です。

2 確認台帳記載証明書の交付

建築指導課の窓口にて証明書を交付しますので、本庁1階窓口等にて手数料を納付願います。

《新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う来庁についてのお願い》

現在の新型コロナウイルスの影響を踏まえ、急を要さない閲覧や証明書発行等のための窓口への御来庁については、お控えいただきますよう御協力をお願いいたします。

■お問い合わせ・連絡先

旭川市建築部建築指導課建築管理係

(電 話) 25-8561・(FAX) 24-7009

Eメール kenchikusidou@city.asahikawa.lg.jp